

決めたい。

委員より、何十年か後に、この自由橋が傷んできて直す場合、福生市だけで負担していくのか。JRにも多少出してもらった方がいいのではなからうかと思う。これに対して、道路部分については将来にわたっても福生市で負担していく。現在の段階では、JRにも応分の負担をしてもらうところまでいいないが、将来は、自治体から負担をお願いしなければならぬということも生ずるかもしれない。

委員より、階段で混雑による事故等があった場合、市の責任となるのか、また照明は街灯になるのか、電球、電気代も市で負担をするのか。これに対し、七夕等のときは自由通路も混雑すると思うので、一般道路と同様に期間中における交通安全のための要員をつけるかどうかは、そのときに判断することになると思う。通常は、道路管理上の立場から特に対応しない。照明は街灯に当たり、別個にメーターがついているので、JRへ相当分の電気料を払う。

委員より、道路管理上の責任については、他市はどのような方法をとっているかということなど研究してほしいと要望があり、また、市道三一〇号線について、委員より、クランク型になっており危険だと思いが、安全についてどのように対応するか。これに対し、出口についてはカーブミラー等もつけ、また、クランクの部分については、体育館の囲い等の兼ね合いによってカーブミラー等を設置する必要があるかと思う。

委員より、危険のないよう対応してほしいという要望があり、その後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（村尾栄次君）

以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君）

以上で質疑を終わります。

これより議案第七十二号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君）

御異議なしと認めます。よって議案第七十二号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（村尾栄次君）

日程第七陳情第六十二・七号総合福祉センター建設促進に関する陳情書を議題といたします。

本件については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（厚生委員長 齋藤 巽君登壇）

○厚生委員長（齋藤 巽君）

御指名がございましたので、ただいま議題となっております陳情第六十二・七号につきまして審査報告をさせていただきます。

（陳情審査報告書）別添参照

委員からの意見としまして、本件は一般質問もされ、本年度の当初予算にも調査費が計上されており、市民の願望されている施設である。また、現在の福祉会館も手狭になることは明らかであり、れんげ作業所の関係も含めて早期実現できるように採択されたいとの意見がありました。

また、建設の時期や用地、建物の内容について発言があり、理事者より、現在のところ建設場所は明らかではないが、用地問題や建物の内容あるいは国や都の補助金について検討しているが、一日も早く実現したいとの答弁があり、さらに現在の福祉会館の身障者用へのトイレ改善について要望、意見が出された後、本陳情書についてお諮りしましたところ、全員異議なく採択すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告どおり御決定くださるようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（村尾栄次君）

以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君）

以上で質疑を終わります。

これより陳情第六十二・七号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、採択であります。

お諮りいたします。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 御異議なしと認めます。よって陳情第六十二—七号は、委員長の報告のとおり採択されました。

○議長(村尾栄次君) 日程第八請願第六十二—二号「防衛秘密を外国に通報する行為等の防止に関する法律」の制定に反対する請願書を議題といたします。

本件については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(総務委員長 村野和一郎君登壇)

○総務委員長(村野和一郎君) 御指名がございましたので、請願第六十二—二号につき委員会における審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(請願審査報告書) 別添参照

委員より、福生市議会においては、昭和五十七年三月二十七日に「スパイ防止法」制定促進に関する意見書を可決し、提出している。日本は独立国であり、独自の防衛秘密があることは当然である。日本の平和を守るために日本に不利益になるような防衛秘密の通報は法律をもって罰しなければならぬ。少なくとも請願者が心配するような報道の自由と義務を規制し、国民の知る権利を奪うものではないと思うとの意見がありました。

また、委員より、この法律の危険である点は、必要なのはスパイの防止ではなく、殊さら秘密をおおることであり、一般市民を巻き込むような法律であるということである。今の日本で軍事上の秘密の問題があるとすれば、それはMSA協定で十分であり、以上のような観点から、この請願は採択すべきであると思うとの意見がありました。

また、委員より、今、日本にスパイがどうのこうのということであるが、こういったことについては現行法で十分であり、そもそも国家機密法のねらいは、国民の目と耳と口をふさぐ、そういったねらいを持ったものであり、断じて反対で

あり、この請願を採択すべきものであるとの意見がありました。

また、委員より、現在も横田基地においては、横田基地を中心にスパイ事件が発生しており、日本の国の安全を脅かしているのも事実であり、現行法では不十分である。やはり別な取り締まりの法律を設けていくことを適切であり、よって、この請願については不採択とすべきであるとの意見がありました後、採決いたしましたところ、賛成少数で不採択とすべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告のとおり決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長(村尾栄次君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

最初に反対者から発言を願います。七番佐藤慶二君。

(七番 佐藤慶二君登壇)

○七番(佐藤慶二君) 御指名をいただきましたので、私は請願第六十二—二号につきまして、反対の立場から討論をさせていただきます。

どこの家庭でも知られたくないことがあると思います。個人的なプライバシーが侵されたら、だれでも迷惑し、生活の危害のあることもあり、また会社でも企業秘密が漏れたら会社の業績に大きく影響いたします。まして国及び国同士、秘密が外国に知られたくない問題もあると思います。これが野放しになれば、第三国同士の戦争になる可能性もあり、また日本も外国からの信用をなくし、大切な情報が国同士の平和的な相談もできなくなり、対外政策はもとより国民生活も不利になるのではないかと思います。

スパイ事件を起こしたら死刑になる国もあることを思えば、いかに国家にとって大切なことであるか、現在、世界の先進国の独立国でスパイ事件を起こして罪にならない国がありましたら教えていただきたいと思います。

古来から、殊防衛関係につきましては、機密に関する部分があったことは周知のことでございます。特に外国から見る

と、我が国はスパイ天国だとも言われており、現に、我が国を舞台にした秘密漏洩事件がたびたび起きておりますことは事実であります。

過去におきまして昭和五十七年三月には、先輩議員も憂慮して、いわゆるスパイ防止法の制定促進の意見書も可決し、国に提出しているということもあり、こうした法律が制定されることになって即報道や表現の自由とか、国民の知る権利が大幅に制限されるのではないかと、いろいろと危惧する国民が恐れることは承知しておりますが、私は、即そのようなことになるとは考えられないのであります。個人のプライバシーが守られると同じように、最小限度の国家機密は自衛手段として、やはり守られるべきではないかと思ひます。

しかも現政府においても、これら法案提出は見送るとの方針でもあり、また内容すら明らかではない現時点においては、この請願による当市議会としてその意思表示を明示することは早計ではないかと思ひますので、私は、本請願を採択することに反対するものであります。終わります。(拍手)

○議長(村尾栄次君) 次に、賛成者二番大森 進君。

(二番 大森 進君登壇)

○二番(大森 進君) 請願第六十二—二号「防衛秘密を外国に通報する行為等の防止に関する法律」の制定に反対する請願書の原案に賛成の立場から討論を行っていきたくというふうに思ひます。

一昨年、自由民主党が国会に上程した、いわゆる国家秘密法は、国民世論の強い反対に遭い、廃案に追い込まれました。それは、上程された国家秘密法がスパイ防止に名をかりて国民の知る権利を奪い、基本的人権を著しく侵しかねないことを見抜いた国民の圧倒的多数がこの法律案に反対したからにはかなりません。

ところが、最近、自由民主党はこの国家秘密法の一部を修正したとして再び国会に上程への動きを強めております。しかしながら、この修正したと称する法案は、さきの廃案となった国家秘密法と基本的には何ら変わるところはなく、むしろ内容は危険性を増していると言わざるを得ません。スパイ防止に名をかりて報道の自由を規制し、国民の知る権利を奪うばかりではなく、日本国憲法の三大原理である平和主義、国民主権、基本的人権の保障について著しく違反し、国民の平和的生存権を剥奪する戦後の数ある悪法の中でも、その最たるものであり、断じて容認し得るものではありません。自由民主党が国会に上程をもくろんでいるこの法案の第一条は、「外国に通報する目的を持って防衛秘密を探知し、もし

くは収集し、また防衛秘密を外国に通報する行為等を処罰することにより、これらのスパイ行為等を防止し、もって我が国の安全に資することを目的とする」としております。しかし、ここで言っている防衛秘密なるものの定義は、全くと言っていいほどあいまいであります。したがって、このような法律が制定されるならば、防衛秘密の無制限な拡大解釈を可能とすることになり、極めて危険であります。

ところで、私たちが住んでいるこの福生市には、残念ながら米軍横田基地が現存しております。この横田基地に飛来する軍用機を福生市民の多くは、好むと好まざるとにかかわらず毎日のように目にしているところですが、この目にした軍用機の飛来を家族や友人、知人などと話題にしたことがスパイとされかねないのであります。この国家秘密法なるものは、福生市民の日常生活を著しく危険に陥れるものであります。

したがって、私は、この請願が福生市議会において採択されるべきであると強く訴えて、討論にかえさせていただきます。(拍手)

○議長(村尾栄次君) 次に、賛成者十一番松山 清君。

(十一番 松山 清君登壇)

○十一番(松山 清君) 請願第六十二—二号「防衛秘密を外国に通報する行為等の防止に関する法律」の制定に反対する請願書に賛成討論をいたします。

自民党が、一昨年、国民世論の強い反対に遭い、廃案に追い込まれた国家秘密法を一部修正したとして再度国会に提出しようとしているとき、こうしたときに当たり、この再提出を許さない国民世論をつくる上で、当市議会が反対決議をすることは、まことに理にかなったものであります。

国家機密法のねらいは、いわゆるプロのスパイを取り締まるということに、そのねらいがあるものではありません。従来のスパイは現行の刑法や国家公務員法、出入国管理法、電波法などで十分に取り締まることができるものであります。国家機密法のねらいは、重罰の脅しによって国の政治の重要なことを国民が知ろうとすることを奪うところにあるものです。この前の戦争中、侵略戦争を聖戦と思ひ込まされ、国民は、勝った、勝ったという大本営発表を聞きながら、一路敗戦への道を無理やり進まされました。そうして三百十万人のとうとい命と貴重な財産が犠牲とされたのであります。

今でも政府は、都合の悪いことは全部国民には秘密にしてきております。しかし、政府が国民にひた隠しにしている米

軍や自衛隊や、また、外交を初めとする国政上の問題が日本共産党などの国会での追及やジャーナリストの調査、報道などで国民に明らかにされてきておりますが、今度は、政府が勝手に秘密だと指定したものを国民が知らずにしゃべっただけでもひどい罰則で取り締まるというものであります。これは、国民の知る権利、話すことを抑えつけて、戦前と同様に政府の言いなりの国民、国家に忠誠な国民にし、憲法をじゅうりんし、日米軍事同盟を守り、核戦争への道を開くことをねらっているものであります。国家機密法の被害者は一般の国民全部なのであります。今日、この国家機密法に賛成だということのような人もまさに被害者にされるものであります。まさに、この国家機密法は暗黒独裁の国民弾圧法と言うべきものであり、絶対に許されるものではありません。

以上、申し述べました理由によりまして、本請願に対する賛成討論といたすものでございます。

○議長（村尾栄次君） 次に、賛成者十三番遠藤洋一君。

（十三番 遠藤洋一君登壇）

○十三番（遠藤洋一君） 請願第六十二—二号「防衛秘密を外国に通報する行為等の防止に関する法律」の制定に反対する請願書に賛成の討論を行いたいと思います。

今、賛成、反対それぞれの立場からの意見が述べられました。委員会の中での議論の中にもありましたけれども、今現実には日本での防衛秘密は十一万点というふうに言われております。あるいは百三十五万点というふうにも言われております。実際に、いわゆるスパイ防止法——国家秘密法というのが制定されていくと秘密がどんどんふえていくというように指摘というのは、非常にたくさんの方々の学者や、あるいは評論家の人たちからもあるというふうに思います。

確かに、防衛を持てば、つまり軍隊を持てば秘密が出るのは当然であるというように論理があるわけで、その意味から言えば、先ほどの反対討論の方は、例えば個人のプライバシーや家庭のプライバシーの問題と国家の問題と同列に議論をなさいました。しかし、ここには大変危険なことがあるわけで、日本国の場合には日本国憲法というのがあって、その中の前文の規定というのは、まさか御存じないことではないと思いますけれども、国家間のお互いの信頼の中で自分たちはこの日本という国を守っていくんだということを言っているわけです。そういう意味から言えば武装を放棄しますということが第九条でもうたっているわけです。

しかし、現実には今の形から言えば、防衛という形で自衛隊がありますから、そうすればどんどん防衛秘密がふえていく、秘密がふえていけば秘密を盗むやつがいるに決まっているから、これは守らなければいけない。だからこういう法律をつくって縛るんだということになっていくわけです。

でも、例えば市議会に対してこういうような陳情や請願が出てきたときに考えるべきは、まずは国家のことではなくて、市民の生活に一体どのような形で影響があるかということを考えるのが市議会の立場だというふうに思うんです。それは、つまりすべての請願、陳情に共通ですけれども、一たん受け取った市議会、責任のある私たちとしては、市民の生活それぞれが、どのような形で影響を受けていくのか、あるいは市民の知る権利はどうやって守られるのか、あるいは市民の生活一つひとつに憲法がどのように反映されるのかということを考えるべきだというふうに思うんです。

さきの委員会の中でもそうでしたけれども、一貫して議論はこうです。つまり国家が重要であって、国家に必要なものなのだからつくるべきであるという議論しかないんです。そのとき、やはり必要なのは、市民生活に一体どのような影響があるんだ、あるいは、みんなをスパイとするような法律そのものはどうなんだというふうに考えていくような順序が、やっぱり欠けているというふうに思うんです。

ですから、結局のところ、例えばスパイが罪にならない国はどこにあるのかということがあるわけで、実際、軍隊があるってスパイがいれば罪にならない国なんかないんです。例えば日本だってそうですね、例えば自衛隊法の中に規定がある。それから、さっき委員長報告の中にもありましたとおり、日米安全保障条約に基づくところのMSA協定の中にも防諜規定があるわけです。そういうことから言えば、とくに守られているはずのものがあるし、守るべき秘密というものがあれば——そういうふうな考えていくと、今実際にその秘密を殊さらつくる必要があるかというふうに考えていくべきだと思います。

それから言う、確かに佐藤議員がおっしゃるとおり、法案についての詳しいことは出てないんです。出てないから余計にそうなわけです。つまり今までの原案から出てきたものが非常に危険なので、市民の一人ひとりとしてはなるべくこういうことには賛成してほしくないから、それで反対という請願を出しているわけです。

こういうことから言えば、やはり僕らが市民生活を送っていく中で、憲法を守っていけば自分たちの生活が国際的に守られるんだということをむしろ強調すべきであって、殊さら、それに反対するような形で防衛秘密というようなものをつくり上げて、それを守らなければいけないというようなこの法律というのは、やはり市民生活にとって危険だという論理

を持つべきだと思います。

それから、日本はスパイ天国だというふうに言いますけれども、スパイに関する抜本的な研究はないんですが、こういうことだけは言えるんです。つまり、日本のように非常に民族的に似た人たちが住んでいるようなところ、つまりせいぜい住んでいても七十万人の韓国人や朝鮮人や中国人しか住んでいないようなところでは、つまり紅毛碧眼のスパイが来てもほとんどスパイはできないというんですよ。つまり怪しげな日本語を使うような人が、あなた、こんな自衛隊のことを知ってますかと言うときは、だれもしゃべりはしないだろうというんですね。それから言えば、日本はスパイ天国であるという、そのものの論理は崩れているというのが大体今の学者の通説です。スパイというのが想像するようなジュームス・ボンドみたいなスパイでないといふればですよ。大体、職業的なスパイなんていうものは、全く別の観点で取り締まわれているわけですから、国民それぞれをスパイにするような形の法律は、やはり危険だと、市民生活にとっても必要ではないというふうに考えるべきだと思います。

その意味から言いましても、市民の皆さんからの要求であるところの請願に関しては、ぜひ市議会の意見で採択をされてくださいますようお願いをしたいと思えます。以上です。(拍手)

○議長(村尾栄次君) 以上で討論を終わります。

これより請願第六十二―二号について起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。

お諮りいたします。

請願第六十二―二号は、採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(村尾栄次君) 起立少数であります。よって請願第六十二―二号は、委員長の報告のとおり不採択とすることに決定をいたしました。

○議長(村尾栄次君) 暫時休憩いたします。

午前十時五十四分 休憩

午前十一時三十分 開議

○議長(村尾栄次君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長(村尾栄次君) この際、報告事項がありますので、事務局長をして報告いたさせます。

(須崎議会議務局長報告)

一、意見書の受理について(別添参照)

○議長(村尾栄次君) 以上で報告は終わりました。

○議長(村尾栄次君) ただいま報告された議案二件の取り扱いについては、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

(議会運営委員長 仲村清信君登壇)

○議会運営委員長(仲村清信君) 御指名をいただきましたので、休憩中に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして報告いたします。

まず、本日の日程に、議員より新たに提出されました議案二件を追加日程として組ませていただきました。次に、議案二件の取り扱いでございますが、慎重審議の上、即決でお願いすることといたしました。また、日程の順序につきましては、日程第十六の次をお願いすることといたしました。

以上、報告いたします。

○議長(村尾栄次君) 以上で委員長の報告は終わりました。

新たに提出された議案二件を本日の日程に追加したいと思えますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(村尾栄次君) 御異議なしと認めます。よって新たに提出された議案二件を、本日の日程に追加することに決定いたしました。

○議長（村尾栄次君） この際、日程第九請願第六十二—三号すべての大型間接税導入に反対し大幅減税を求める請願書、日程第十陳情第六十二—十号すべての大型間接税導入に反対し大幅減税を求める陳情書の二件を一括して議題といたします。

本二件については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（総務委員長 村野和一郎君登壇）

○総務委員長（村野和一郎君） 御指名がございましたので、請願第六十二—三号及び陳情第六十二—十号につき委員会における審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（請願・陳情審査報告書）別添参照

本二件につきましては、委員会の冒頭にお諮りし、賛成多数で一括して審査することにいたしました。委員より、さきの三月の議会で全会一致で売上税の見直しの意見書を国へ提出しており、国においても税制改革協議会が発足し、税制の抜本的改革について協議中であり、その推移を見守ることこそ大事である。したがって、この問題を提起することは早計であり不採択とされたいとの意見がありました。

委員より、今論すべきは、市民の要求が何であるかということであり、それが大型間接税を導入しないでくれということであれば、それを考えるべきである。市民にとって、間接税はどこでとられているのかわからないので、勤労意欲の問題にもつながり、だから直接税ということになる。また、流通問題その他からいっても、市民生活を圧迫するような大型間接税はやめようということになるのであり、よって採択されるべきであるとの意見がありました。

また、委員より、三月の議会で意見書を提出したわけであるから、前回の経過を踏まえても今日採択されるべきである。また、税制協議会でも直間比率の見直しが論議されており、そうなれば増税は必至である。そうした上からも、いかなる形であれ大型間接税を導入せず、不公平税制の是正による減税を実施すべきである。直ちに採決して意見書を提出すべきであるとの意見がありました。

また、委員より、前議会において全会一致で決議しており、今もその考え方は継続しており、ここで特に決議する必要

はない。また、シャープ勧告に基づく現在の税体系ができてからすでに四十年の歳月がたつておる。これから高齢化社会を迎え、現体系では重税感がある。そこで直間比率の見直しがどうしても必要になる。現在、国会でも国民の声を聞き、審議中であり、その意味からも不採択とすべきであるとの意見がありました後、本二件につき一括採決いたしましたところ、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました次第であります。

何とぞ当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（村尾栄次君）

以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君）

以上で質疑を終わります。

この際、請願第六十二—三号について討論の通告がありますので、これより討論を行います。賛成者二番大森 進君。

（二番 大森 進君登壇）

○二番（大森 進君） 御指名でございますので、請願第六十二—三号すべての大型間接税導入に反対し大幅減税を求める請願書の原案に賛成の立場から討論を行っていきたいというふうに思います。

政府・自由民主党が国会に提出した売上税法案は、統一地方選挙で明らかにされたように、多くの市民や働く者の声あるいは意思表示の前に廃案となっております。

しかし、現在、マル優廃止の法案がさきの国会で廃案となったばかりであるにもかかわらず、政府自民党は六十二年度所得税などの減税を先行実施するに当たって、その恒久財源としてマル優の廃止など、利子非課税制度の改組が必要だと

の考えを明らかにしております。こうした自由民主党の姿勢を許しておくことはできないというふうに思います。現在、また今後においても、いかなる名称、形であれ、大型間接税の導入はさせてはいけません。また、それが多くの市民、働く者の声にこたえるものであるというふうに考えます。今現在必要なのは不公平税制の是正であり、大企業あるいは大資産家を優遇する特権的な減免税を改めることが必要であるというふうに思います。そうすることにより、おのずと大型間接税の導入はしなくても、大幅所得税減税は可能であり、それが市民や働く者の声にこたえるものになるものだと

いうふうに私は考えます。

以上の立場から、この請願が福生市議会において採択されますよう強く要望して、討論にかえさせていただきます。以上です。(拍手)

○議長(村尾栄次君) 以上で討論を終わります。

これより請願第六十二―三号について起立により採決いたします。
本件に対する委員長の報告は、不採択であります。
お諮りいたします。

請願第六十二―三号は、採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(村尾栄次君) 起立少数であります。よって請願第六十二―三号は、委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

続いて陳情第六十二―十号について討論の通告がありますので、これより討論を行います。賛成者十二番原 敏子君。

(十二番 原 敏子君登壇)

○十二番(原 敏子君) 陳情第六十二―十号すべての大型間接税導入に反対し大幅減税を求める陳情書について賛成討論を行います。

本陳情は、いかなる名称、形であれ、大型間接税の導入に反対し、不公平税制の是正で大幅な所得減税をするために意見書を政府に提出していただきたいというものです。

今、中曽根政府自民党は本陳情にも述べられていますように、直間比率の見直しの名で新型間接税を導入しようとしています。この直間比率の見直しとは、現行の直接税と間接税の比率が七対三程度であり、このままでは直接税の比重が高過ぎるから間接税の比重を高める必要があるというものです。

この見直して、例えば仮に直間比率を現行の七対三から六対四にするならば、それだけで間接税は約六兆円増税になり、五対五の場合は十兆円近くもの大増税となります。これは、国民の猛反対で廃案になった売上税導入で予定された増税額二兆九千億円を大きく上回るものです。間接税は消費やサービスに課税されるため物価の上昇になるばかりか、低所得者ほど負担が重い大衆課税です。このような間接税の比重を高めることは国民にとって大増税になり、どのような名称にし

ても大型間接税の導入ということになります。

しかも新大型間接税のねらいは、大軍拡と対米公約、大企業奉仕のためのものです。国民は増税でなく、減税を求めています。本陳情は、そうした皆さんの総意であるすべての大型間接税について反対し、不公平税制を正して大幅な減税をしてほしいというものです。

先ほどの総務委員長の報告では、すでに三月議会で新型間接税導入の反対に関する意見書を提出しているので必要がないということも言われました。税制改革に関する協議機関で、今、直間比率の見直しが進められています。再度、いかなる名や形でも大型間接税に反対し、さらに減税をしてほしいという市民の多くの皆さんの意をくみ取り、本陳情を採択すべきだと申し上げまして、私の賛成討論といたします。(拍手)

○議長(村尾栄次君) 以上で討論を終わります。

これより陳情第六十二―十号について起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。

お諮りいたします。

陳情第六十二―十号は、採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(村尾栄次君) 起立少数であります。よって陳情第六十二―十号は、委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

~~~~~

○議長(村尾栄次君) この際、日程第十一陳情第六十二―九号「非核・平和福生市宣言」制定に関する陳情書、日程第十二陳情第六十二―十一号福生市に非核都市宣言を求める陳情書の二件を一括して議題といたします。

本二件については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(総務委員長 村野和一郎君登壇)

○総務委員長(村野和一郎君) 御指名でございますので、陳情第六十二―九号及び陳情第六十二―十一号につき、委員会における審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(陳情審査報告書) 別添参照

本陳情二件につきましては、委員会の冒頭にお諮りし、賛成多数で一括して審査することにいたしました。

委員より、この陳情書と同内容の陳情書が前議会において何回か提出され、不採択となっている経緯もあります。その理由は、福生市では昭和四十五年十二月二十一日に世界平和都市宣言を行っており、さらに五十六年の六月一日には非核三原則堅持に関する意見書、そして五十七年三月二十七日には核兵器の全面撤廃と軍備縮小に関する意見書が議会から提出されております。我が福生市においては率先して世界人類の恒久平和、そして核兵器の廃絶、核戦争の防止を宣言し、世界平和運動を展開しております。その一例が市役所内にある平和像であります。したがって、福生市においては世界平和都市宣言で意図するところは十分全うしており、加えて非核都市宣言をする必要はないとの意見がありました。

委員より、世界情勢は大きく変わっており、昭和四十五年にやった平和宣言がそのまま同じでよいということにはならない。むしろ非核都市宣言を行っていくことは世界平和を考える基本であり、その意味からも採択してほしいとの意見がありました。

また、委員より、世界平和都市宣言を四十五年にやったからとか、その後、非核三原則の意見書を出したからとかいうことではなく、今の時点で核兵器をなくし、そして、そうしたことに真剣に取り組んでいくんだということが問題であり、いずれにしても採択すべきであるとの意見がありました。

その後、本二件につきまして個別に採決いたしましたところ、いずれも賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました次第であります。

何とぞ当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長(村尾栄次君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 以上で質疑を終わります。

この際、陳情第六十二一九号について討論の通告がありますので、これより討論を行います。

賛成者から発言を願います。十一番松山 清君。

(十一番 松山 清君登壇)

○十一番(松山 清君) 陳情第六十二一九号「非核・平和福生市宣言」制定に関する陳情書について、賛成討論をいたします。

全国の地方自治体においては、すでに千百を超す自治体において非核都市宣言を行い、もはやだれもがとめることができない大きな流れになっています。当市議会においても六十年に非核宣言を、との請願が提出されて以来、毎議会において同趣旨の陳情等が提出されてまいりました。

これに見られるように当市におきましても、非核都市宣言を、との市民の要望は極めて強いものがあることは明らかであります。ところが、議会においては、こうした市民の非核の願いがかなえられていないわけであります。

非核宣言をとの請願や陳情を不採択とすべきだと主張する人たちの根拠として持ち出しているものは、昭和四十五年十二月の世界平和都市宣言や昭和五十六年六月の非核三原則堅持についての意見書等の採択であります。これらの宣言や意見書等によって非核の願いが反映されているとするならば、非核宣言をする上で何の障害もないはずであります。もし、言葉どおり世界平和都市宣言や非核三原則堅持の意見書を採択しながら、非核都市宣言に足を踏み出すことができないというのであれば、これは勇気がないということに尽きると私は思うわけであります。それとも、世界平和都市宣言や非核三原則堅持の意見書を非核都市宣言をしたくないための、ためにする理由として持ち出しているのであれば事は重大だと思えます。

核兵器はない方がよいとはだれでも言うでしょう。平和がよいとはだれでも言うでしょう。しかし、問題は、非核や平和というものを口にするというだけではなく、今日、そうしたことを実現するためにどのような行動をするかが求められているわけです。少なくとも、その第一歩である非核都市宣言あるいは非核・平和都市宣言、こうしたものにさえ賛成できないのであれば、口では非核や平和の問題についてあれこれ論評しても、それはえせ非核論、えせ平和論にかすぎないと思ふのであります。

今日、核戦争により全人類が滅亡するような危機が存在しているときに、それを防ぐためにも私たちとしてできる可能な限りのものを実行していくことが痛切に求められております。一日も早い非核都市宣言を、非核・平和福生市宣言を

願ってやみません。このことを申し述べまして、私の賛成討論といたします。

○議長（村尾栄次君） 以上で討論を終わります。

これより陳情第六十二―九号について起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。

お諮りいたします。

陳情第六十二―九号は、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（村尾栄次君） 賛成少数であります。よって陳情第六十二―九号は、委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

続いて、陳情第六十二―十一号について討論の通告がありますので、これより討論を行います。十三番遠藤洋一君。

（十三番 遠藤洋一君登壇）

○十三番（遠藤洋一君） 陳情第六十二―十一号福生市に非核都市宣言を求める陳情書についての賛成の討論を行っていきたいと思います。

この陳情を出された越沼さんという方は、普通のお母さんだと思います。僕はお目にかかったことはありませんけれども、文章の中で、市民の一人として私たちの福生市がどうしても非核都市宣言をしてほしいということを訴えているというふうに思っています。現実には、この陳情者の言うとおり、世界には五万発もの核兵器が備蓄をされている。このごろの新聞ですとレーガンさんとゴルバチョフさんの話の中では、INFに関しては全体に廃止をしようという話が出てきたり、全体としては、ここ一年ぐらいの間に少なくともレイキャビクから以降、少し冷戦関係はなくなってきたというふうに思いますけれども、同時に、トマホークの配備があったり、あるいはSS20の配備がそれぞれある。

そういうことから言えば、核戦争の危機というのは、やはり非常に高いと思わざるを得ないんです。現実には、韓国でも、今、政変になりつつありますし、韓国の中には約千発の原爆あるいは水爆、核があると言われています。日本の近くのところから言いますとも太平洋あるいは二千キロ離れたフィリピンには核がありますし、こういった形にせよ、核戦争の引き金さえあればそのまま核が使われるような形というのはあると思うんです。

それから言っても、今現実に五万発の核兵器それぞれが広島型原爆の百五十倍というところでもない原爆になっているわけです。この廃絶というのは、やはり全体としては地球人であればだれもが考えていることだというふうに思います。

この間も委員会なんかの議論がずっとありますけれども、非核都市宣言の前に平和都市宣言をしているからいいではないかということがありますが、平和と世界連邦運動が起こったのが大昭和四十五年ぐらいです。その間に三鷹、八王子それから武蔵野といった形で、いわゆる平和宣言をしているんです。そういうふうになっている都市だって、今の段階では非核都市宣言というのを新たに行っているわけです。むしろ、平和宣言をやっている都市であればあるほど、この時期にやはり非核都市宣言を行うことが大事だろうというふうに思うんです。

福生市は、そういう宣言を行ったり、あるいは非核三原則を守りましょうということと言っているわけですから、そういった市民や、そういった市議会の立場から言えば、さらに核戦争の危険な中でも一回でも非核都市宣言を行っていく方が、やはり市民の道だし、市議会の道だというふうに思います。

ただ三鷹市では、ことしの九月の二十七日に全国の草の根の非核のグループが集まって小さい会をやるんですが、三鷹市が協賛をしています。スポンサーになっているわけです。中野区でも、例えば非核都市宣言中野区、正確には憲法擁護非核中野平和宣言の歌というんですけれども、歌をつくってみんなが歌う。そのようなこともずっと行われています。全国三千三百の自治体で大体千百の自治体が何らかの形で宣言をやっている。そのうちの――全体としては多くはないんですけれども、三〇％ぐらいの市や町が、あるいは県が何らかの形で予算をつけて、県民や市民や、あるいは町民のための平和啓蒙運動をやっているんです。

神奈川県では非核コード運動というのを始めました。それぞれ自分のまちにコード番号をつけて、それから今度は、核を積んでいるかもしれないような船なんかに非核コードをつけまして、それぞれ自分たちのまちにかかわりのあるような船が来たときに、その非核のコードをつけていって、それで核艦船が入ってきたことの確認をしましょうというようなことの運動を県がやっているんです。そういうことから一人ひとりの県民や市民の皆さんの力で平和をつくらうということが進んでいるわけです。

そういう意味から言いますと、ぜひ福生市でもこういう宣言を行って、同時に市民の皆さん一人ひとりが、やはり自分のものとして平和を考えるような試みというのをぜひしてほしいと思うんです。そのためには、まず平和宣言も行う